

商店街感染症対策支援事業補助金交付規程

令和2年6月17日
兵庫県商店連合会

第1条 趣旨

この規程は、商店街感染症対策支援事業実施要綱（以下、要綱という。）に基づき補助を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 交付対象

要綱第2条に定める商店街等が行う本事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）は、別表に掲げるもののうち、兵庫県商店連合会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。

第3条 補助額

補助金の額は第2条に定める会長が必要と認めるものとする。ただし、補助金の額は1補助対象事業者につき商店街・小売市場は1,000千円、商店街連合会は2,000千円を上限とし、商店街・小売市場、商店街連合会とも100千円を下限とする。また、千円未満の端数は切り捨てとし、消費税及び地方消費税は除く。

第4条 交付申請

商店街等は、補助金を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に必要事項を記載し、会長に申請するものとする。ただし、交付申請の時日にかかわらず、令和2年4月7日以降に事業着手したものを補助対象とする。

2 商店街等は、前項の補助金を申請するに際し、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請するものとする。

第5条 補助金の交付決定

会長は、前条の申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により通知する。

第6条 申請の取り下げ

第4条の申請を行った商店街等が前条の交付決定の内容等に不服がある場合には交付決定の通知を受けた日から20日以内に限り申請の取り下げをすることができる。

第7条 補助事業の中止・廃止

商店街等は補助事業を中止・廃止しようとするときは、様式第3により会長の承認を受けなければならない。

第8条 中止・廃止の承認

会長は前条の規定による中止・廃止の申し出があったときは審査のうえ、その承認を行い、様式第4によりその旨を商店街等に通知するものとする。

第9条 事業完了期限

商店街等は令和2年9月30日までに事業を完了するものとする。

第10条 実績報告

商店街等は補助事業が完了したときはすみやかに会長に様式第5による実績報告書を提出するものとする。

第11条 交付決定の取消

会長は商店街等が補助金の他用途への転用を行う等この規程や他の法令等に違反するときは、補

助金の交付決定を取り消すことができる。

第12条 補助金の返還

商店街等は前条の規定により取り消しを受けた場合において既に補助金の交付を受けている場合は補助金を返還しなければならない。

(別 表)

補助金交付の対象となる経費	
① 感染症拡大防止事業	備品購入費（設置工事費含む）
② クリーン商店街発信事業	資材作成費、印刷費、委託費

商店街感染症対策支援事業補助金交付対象経費例

補助対象経費	内 訳
備品購入費 （設置工事費含む）	サーモカメラ、換気扇、空気清浄機、クリアパーティション等の購入費
PR資材作成費・ 印刷費	のぼり、PRチラシ、タペストリー等の作成費、PRチラシ等の印刷費
委託費	HP更新にかかる委託費等

※ 補助対象経費として認められない経費

- ① 令和2年4月7日より前に発注、購入、契約または事業期間終了後に納品等を実施したもの
- ② マスク、アルコール消毒液等の消耗品購入費
- ③ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ④ 収入印紙
- ⑤ 振込等手数料（代引手数料を含む）
- ⑥ 各種保険料
- ⑦ 交付申請書類等の書類作成・送付に係る費用
- ⑧ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費